

基準条例（案）に対する意見及び それに対する府の考え方について

共生型サービスの創設に伴う基準条例の改正について
意見を募集します。

1 条例改正の背景等

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、高齢者、障害者及び障害児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに「共生型サービス」を創設することとされました。
- この介護保険法等の改正を受けて、指定居宅サービス(介護保険法)、指定障害福祉サービス(障害者総合支援法)及び指定通所支援(児童福祉法)の「共生型サービス」が有すべき人員、設備及び運営に関する事項については、地方公共団体が条例により基準を定めることとされており、当該事項について、現行の条例(以下「基準条例」という。)の一部改正を行うものです。
なお、京都市内の事業所については、京都市の条例が適用されるため、今回の条例改正の適用対象から除かれます。
- つきましては、基準条例改正の概要を取りまとめましたので、これに関する御意見を下記によりお寄せください。

記

1 意見募集期間

平成30年10月1日(月)から平成30年10月22日(月)まで

2 意見の送付方法

- 郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府健康福祉部障害者支援課」宛てにお送りください。(様式は自由です。)
- 御意見の内容を確認させていただくこともありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号を併せてお知らせください。
- なお、恐れ入りますが、電話での意見提出は御遠慮願います。

(1) 郵送の場合

〒602-8570(専用郵便番号のため住所記載不要)

京都府健康福祉部障害者支援課 宛て

(2) ファックスの場合

ファックス番号：075-414-4597

(3) 電子メールの場合

アドレス：shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

3 公表資料

「共生型サービスに係る基準条例の改正の概要」について
※公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。

2 改正する条例の概要

1 改正する条例について

- ・介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例

2 条例改正の対象となる共生型サービスとは

高齢者、障害者及び障害児が同一の事業所で、訪問、通所、短期入所サービスを受けられるように、介護保険と障害福祉の両方の制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられました。近隣やこれまでなじみのある事業所でサービスを受けることにより地域包括ケアを強化し、地域共生社会の実現を図ろうとするものです。

3 条例改正の考え方について

条例で定めるべき基準の内容は、省令において、地方公共団体が条例を定めるに当たって従うべき基準、標準とすべき基準又は参酌すべき基準として規定されています。

条例の改正に当たっては、省令で規定されている基準（以下「省令基準」という。）の位置付けを踏まえ、有識者の意見等を参考に、次の「四つの視点」により検討しています。

- ①省令基準のとおり全国一律の内容が望ましいもの
- ②省令基準を緩和することが望ましいもの
- ③省令基準では抽象的な記述となっているため、具体的に示すことが望ましいもの
- ④省令基準では示されていないが、新たな基準として盛り込むことが望ましいもの

4 省令基準のとおり全国一律の内容とする事項

「共生型サービス」については、全国で一定のサービス基準を確保し、適切な設備整備と適正な運営を図るため、省令基準で詳細な基準（概要別紙のとおり。）が定められているところです。

そのため、この条例においては、現在の省令基準をそのまま取り入れることとした上で、次の一部の事項を追加して定めることとします。

5 府独自の基準

4のほか、既存のサービスに関する基準と同様に、共生型サービスにおいても、以下の2点を事業者を求めることとします。

- (1)府民の安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、申請者、従業員及び運営の三面から暴力団（員）を排除すること。
- (2)人権の尊重に配慮した運営を行うこと。

※指定障害福祉サービス（障害者総合支援法）及び指定通所支援（児童福祉法）については、省令で既に規定済みです。

共生型サービスを行う場合の基準の内容について

○都道府県等は共生型サービスの基準について、厚生労働省令の基準に「従い」、「標準とし」又は「参酌して」定める必要があります。この分類により、都道府県が条例で定める独自基準が、どの程度許容されるかが決められています。

分類	従うべき基準	標準とすべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
許容の程度	基準の範囲内で定めなければならない。	合理的な理由がある範囲であれば、独自基準が許容される。	基準を十分参照した結果であれば、独自基準が許容される。

○各基準が上のいずれの分類に当てはまるかは、法で定められており、共生型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について、次の事例で説明します。

1 人員に関する基準

本体事業所の利用者人数 + 共生型の利用者人数 = 合計数に対して
本体事業所の基準で必要とされる従業員の員数を配置すること。（※従うべき基準）

事例 1	事例 2																										
定員20名の障害者生活介護事業所で 17名の障害者と3名の高齢者（共生型通所介護）を受ける場合	定員15名の高齢者通所介護事業所で 13名の高齢者と2名の障害者（共生型生活介護）を受ける場合																										
<table border="1"> <tr> <td>生活介護 17名 (障害者)</td> <td>共生型通所介護 3名 (高齢者)</td> </tr> </table>	生活介護 17名 (障害者)	共生型通所介護 3名 (高齢者)	<table border="1"> <tr> <td>通所介護 13名 (高齢者)</td> <td>共生型生活介護 2名 (障害者)</td> </tr> </table>	通所介護 13名 (高齢者)	共生型生活介護 2名 (障害者)																						
生活介護 17名 (障害者)	共生型通所介護 3名 (高齢者)																										
通所介護 13名 (高齢者)	共生型生活介護 2名 (障害者)																										
<table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>必要数</td> <td rowspan="7"> 本体事業所 生活介護の 利用者数が 20名の場合 の従業員の 員数を配置 </td> </tr> <tr> <td>サービス 管理責任者</td> <td>・利用者60人まで1人 ・60人を超える部分 40:1</td> </tr> <tr> <td>生活支援員</td> <td>1人 平均障害支援 区分により 総数 6:1</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>1人 5:1</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>必要数 3:1</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>原則専従 非常勤可</td> </tr> </table>	医師	必要数	本体事業所 生活介護の 利用者数が 20名の場合 の従業員の 員数を配置	サービス 管理責任者	・利用者60人まで1人 ・60人を超える部分 40:1	生活支援員	1人 平均障害支援 区分により 総数 6:1	看護職員	1人 5:1	理学療法士 作業療法士	必要数 3:1	管理者	原則専従 非常勤可	<table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>—</td> <td rowspan="7"> 本体事業所 通所介護の 利用者数が 15名の場合 の従業員の 員数を配置 </td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>5:1 (利用者15人まで 1以上で可)</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>機能訓練 指導員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤専従 非常勤不可</td> </tr> </table>	医師	—	本体事業所 通所介護の 利用者数が 15名の場合 の従業員の 員数を配置	生活相談員	1人	介護職員	5:1 (利用者15人まで 1以上で可)	看護職員	1人	機能訓練 指導員	1人	管理者	常勤専従 非常勤不可
医師	必要数	本体事業所 生活介護の 利用者数が 20名の場合 の従業員の 員数を配置																									
サービス 管理責任者	・利用者60人まで1人 ・60人を超える部分 40:1																										
生活支援員	1人 平均障害支援 区分により 総数 6:1																										
看護職員	1人 5:1																										
理学療法士 作業療法士	必要数 3:1																										
管理者	原則専従 非常勤可																										
医師	—		本体事業所 通所介護の 利用者数が 15名の場合 の従業員の 員数を配置																								
生活相談員	1人																										
介護職員	5:1 (利用者15人まで 1以上で可)																										
看護職員	1人																										
機能訓練 指導員	1人																										
管理者	常勤専従 非常勤不可																										

2 設備に関する基準

本体事業所に定められた1人当たりの面積の必要数を備えていること。（※従うべき基準）

事例 1	事例 2												
<table border="1"> <tr> <td>生活介護</td> <td>共生型通所介護</td> </tr> <tr> <td>訓練・作業室</td> <td>支障がない広さ</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>間仕切り等を設けること</td> </tr> </table>	生活介護	共生型通所介護	訓練・作業室	支障がない広さ	相談室	間仕切り等を設けること	<table border="1"> <tr> <td>通所介護</td> <td>共生型生活介護</td> </tr> <tr> <td>食堂及び機能訓練室</td> <td>3㎡×利用定員</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>遮蔽物等を設けること</td> </tr> </table>	通所介護	共生型生活介護	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	相談室	遮蔽物等を設けること
生活介護	共生型通所介護												
訓練・作業室	支障がない広さ												
相談室	間仕切り等を設けること												
通所介護	共生型生活介護												
食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員												
相談室	遮蔽物等を設けること												
	20名に支障がない広さ 3㎡×15名 = 45㎡以上												

3 運営に関する基準

※事例 「共生型通所介護」(本体事業所：障害者生活介護、障害児放課後等デイサービスほか)

(1) 共生型として提供するサービスの通常の指定基準としての運営基準を準用すること。
(従うべき基準 及び 参酌すべき基準)

通所介護		共生型 通所介護	
説明・同意	・サービス内容について文書で説明を行い同意を得ること。	通所介護の運営基準を準用	従う
提供拒否の禁止	・正当な理由なくサービス提供を拒否してはならないこと。		従う
居宅介護支援事業者等との連携	・居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めること。		参酌
サービス提供の記録	・具体的なサービスの内容を記録すること。		従う
サービス取扱い方針	・通所介護計画に基づき行うこと。 ・丁寧に行い、サービス提供の方法等について説明すること。 ・利用者の状況を把握し、希望に沿って提供すること。		参酌
通所介護計画	・居宅サービス計画がある場合これに沿って作成すること。 ・利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ること。		参酌
緊急時対応	・必要な措置を講じること。		従う
運営規程	・重要事項に関する規程(運営規程)を定めること。		参酌
勤務態勢の確保等	・従業員の勤務体制を定めておくこと。 ・通所介護の従業員によってサービスを提供すること。 (直接処遇者を除く。)		参酌
衛生管理	・感染症予防の措置を講じること。		参酌
掲示	・見やすい場所に、運営規程の概要その他の重要事項を掲示すること。		参酌
秘密保持等	・従業員はその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・関係者に入所者の情報を提供する場合は文書により同意を得ること。		従う
事故発生時の対応	・事故発生予防の措置を講じること。 ・事故が発生した場合は市町村、入所者の家族に連絡し必要な措置を講じること。 ・事故の状況、講じた措置を記録すること。		従う

(2) 通常の指定基準を満たす事業所(※)等から技術的支援を受けていること。

(参酌すべき基準)

(※) 事例では介護保険通所介護を提供する事業所

共生型サービスの創設に伴う基準条例改正に係るパブリックコメントに対する意見募集【結果】

〈募集期間〉 平成30年10月1日(月)～平成30年10月22日(月)まで

〈意見提出数〉 8 件(個人)

項目	御意見・提案の要旨	府の考え方
<p>「共生型サービス」創設の意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共生型サービス」創設の趣旨に全面的に賛成。「縦割り」を無くし、「世帯全体の生活課題」への対応を指向していくことは、地域共生社会実現のためにも大きな一歩である。 ・共生型サービスは、利用者側の選択の幅も広がり、高齢者と子供が同じ空間で過ごす機会を積極的に作ることはとても良いことである。子どもの相手が高齢者の生きがいになり、子どもにとつては、高齢者との交流が物事の考え方や成長の幅が広がるきっかけになることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の基準条例改正をきっかけとし、府域における一層の介護、福祉が連携した地域共生社会の実現をめざしていきます。 ・今回の基準条例改正をきっかけに、高齢者と障害児者、子どもとの交流を進め、それぞれの自立と発達を支援できるよう取り組みを進めてまいります。
<p>従事者の専門性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「縦割り」の制度のなかで養成されてきた専門職がこれまで実践・知識共に充分ではない方への援助ができるのか。専門性の確保も必要。 ・これまで子どもの支援の経験が全くない職員が、支援をすることになるのでは不安に感じるが、運営基準で、「通常の指定基準を満たす事業所等から技術的支援を受けていること」とあるので、職員の研修や他事業所の見学などに自主的に取り組んで欲しい。 ・地域で暮らす子ども、高齢者が、身近な地域でサービスを受けられることは良いことであり、「地域共生社会」の実現にもつながる。ただ、障害のある児童に対しては、サービスの質が低下することのないよう従事者の専門性を是非確保いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスにおいても質の高いサービスを提供するためには職員の資質や専門性の向上が非常に重要であることは府としても認識しております。このため、各条例において、「通常の指定基準を満たす事業所等から技術的支援を受けていること」を規定しており、新たな分野の支援について専門性とサービスの質の向上が図られるよう、事業者への指導を実施していきたいと考えます。
<p>支援の場の設備、雰囲気づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度上、高齢者と障害児を同一事業所で扱うことができなくなっているが、障害児の放課後等デイサービス事業所は、京都市内で指定取消し事例もあつたように、提供サービスの質の向上が問題となっている。通常のサービスの質の向上にサービス共にサービスの質の向上に向け、行政機関には取り組みをお願いしたい。 ・設備基準については、必要な面積を満たせばよいこととされているが、本来、設備や飾り付け等の雰囲気づくりは、高齢者と成人、子どもでそれぞれ全く違うものになる。利用者双方にとって居心地が良く、安心できる雰囲気となるよう配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供されるサービスの質を向上させることについては重視をしており、共生型サービスの事業者に対しては、基準の自己点検の実施を促すとともに、府から指導・監査を行ってまいります。また、特に障害児向けサービスについては、国のガイドラインに基づき自己評価及びその結果等の公表を通じて、サービスの質の向上に向けて取り組むよう、事業者への支援を行うところとします。
<p>制度の運用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の基準としては適当なものと考えますが、実際に様々なケースが生じると思うので、指定事務や事業所指導は柔軟に対応していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例改正により、共生型障害児通所支援には「療養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない」との基準が規定され、また通所介護(高齢者)、生活介護(障害者)にも同様の基準が規定されます。これら基準の趣旨を踏まえ、それぞれの対象者に応じた事業所環境の整備がされるよう指導していきたいと考えます。 ・共生型サービスについても指定基準を満たすことが必要となりますが、共生型サービスは他の事業所の指定を受けている場合の特例であること踏まえ、指定事務の簡素化やいねいな指導に努めていきたいと考えます。

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (②ホームヘルプサービス)

		居宅介護・重度訪問介護(障害福祉) <<障害児者>> <small>※重度訪問介護は者の?</small>	訪問介護(介護保険)
概要		居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する	
人員配置	管理者	常勤専従	常勤専従
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち1人	常勤の訪問介護員等のうち1人
	訪問介護員等(※)	常勤換算2.5人 (※)右記+居宅介護職員初任者研修課程修了者 +障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 (旧3級課程相当) +重度訪問介護従業者養成研修修了者	常勤換算2.5人 (※)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者
サービス提供範囲		右記+生活全般にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む)	いわゆる「老計10号」
事業所数		居宅介護:約2万事業所 重度訪問介護:約0.7万事業所	約3.3万事業所

居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件	研修時間
介護福祉士	国家資格
実務者研修修了者	450時間
介護職員基礎研修修了者	500時間
介護職員初任者研修課程修了者	130時間
居宅介護職員初任者研修課程修了者	130時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(3級研修)	50時間
重度訪問介護従業者養成研修修了者	10時間以上

都道府県の判断により、「居宅介護職員初任者研修課程」を修了していれば、「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能

- ・全て免除 12都道府県
- ・一部免除 6都道府県
- ・免除無し 29都道府県

(平成27年度・振興課調べ)

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (③ショートステイ)

		短期入所(障害福祉) <<障害児者>>	短期入所生活介護(介護保険)
施設類型		併設型・空床利用型 ※ショートの利用者数を本体施設の利用者とみなした上で、障害施設として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい	併設型・空床型/単独型 ※空床型は、ショートの利用者数を本体施設の特養の利用者とみなした上で、特養として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい
管理者		管理者 専従	管理者 常勤専従
人員配置	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)	1人
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年+研修30.5時間)	40:1 (利用者60人まで、1人以上で可) (常勤1人以上)	生活相談員 (社会福祉士、 精神保健福祉士、 社会福祉主事 等) 100:1 (常勤1人以上)
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1	介護職員 看護職員 3:1 (常勤1人以上)
	栄養士	必備ではない(配置しない場合、減算)	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等) 1人
	調理員その他の従業者	-	栄養士 1人
	夜勤職員	60:1	調理員その他の従業者 適当数
居室面積	9.9㎡(定員4人以下)	8㎡(定員4人以下)	10.65㎡(定員4人以下)
設備		食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、訓練・作業室	食堂、浴室、洗面設備、便所、機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室
事業所数		約0.43万事業所	約1万事業所

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (①デイサービス)

		生活介護(障害福祉) <障害者>	通所介護(介護保険)		
概要	昼間・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上		—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)		管理者	常勤専従
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)		医師	—
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士、 精神保健福祉士、 社会福祉主事等)	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員
平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1		看護職員	1人	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
平均障害支援区分5以上 → 3:1		理学療法士又は作業療法士	必要数	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人
設備	訓練・作業室	支障がない広さ		食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約1万事業所		約4.3万事業所		

10

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較② (デイサービス②)

社保審一障害者部会	
第36回 (H29.9.20)	資料1
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第8回 (H29.9.6)	参考資料

		自立訓練(障害福祉) <障害者>	通所介護(介護保険)			
概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う			
定員	原則20名以上		—			
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)		管理者	常勤専従	
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
			看護職員	1人 (常勤1以上) ※生活訓練は不要	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
理学療法士又は作業療法士			1人 ※生活訓練は不要	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	
設備	訓練・作業室	支障のない広さ		食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	
事業所数	約0.14万事業所		約4.3万事業所			

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較③ (デイサービス③)

		社保審一障害者部会	
		第86回 (H29.9.20)	資料1
		障害福祉サービス等報酬改定後資料	
		第8回 (H29.9.6)	参考資料
	児童発達支援(障害福祉) <障害児> ※児童発達支援センター 主として重症心身障害児を擁する事業所を除く	通所介護(介護保険)	
概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	10人以上	—	
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3～10年(うち3年以上は障害児・児童・障害者の支援)・研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)
	指導員又は保育士	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上)	介護職員 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	看護職員 (定員10人以下では、不要)
設備	指導訓練室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室
事業所数	約0.4万事業所	約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較④ (デイサービス④)

		社保審一障害者部会	
		第86回 (H29.9.20)	資料1
		障害福祉サービス等報酬改定後資料	
		第8回 (H29.9.6)	参考資料
	放課後等デイサービス(障害福祉) <障害児> ※主として重症心身障害児を擁する事業所を除く	通所介護(介護保険)	
概要	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	10人以上	—	
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3～10年(うち3年以上は障害児・児童・障害者の支援)・研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)
	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上) ※児童指導員又は保育士を半数以上	介護職員 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	看護職員 (定員10人以下では、不要)
設備	指導訓練室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室
事業所数	約1万事業所	約4.3万事業所	

